農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名(市町村コード)		東近江市
		(252131)
地域名 (地域内農業集落名)		百済寺丁
		(百済寺町)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年2月3日
		(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

百済寺町においては、農業を営むにあたり、獣害被害(特に猿害)が酷く収益率の高い野菜栽培等の取組みが皆無である。また水稲栽培においては、集落20ha程度と規模も小さい中、中山間地であることから、水田面積の2~3割が、畦であり、水稲栽培における作業時間の大半が、草刈り作業となります。一昨年にこの畦畔草刈り対策としてリモコン草刈り機の3社デモを行ったが、1社は、斜面が急なためデモすら断念。他の2社についても経費も含めて芳しくない結果であったことから、現状の規模維持するのが精一杯との状況。

こうした中、集落全体として、既婚率も低く、後継者すら居ない状況に加え、50代の親世代の意見は、子供に今の状況の 農地を託したくないとの考えが大半である。

上記から、営農組合(機械利用組合)や担い手、酒米組合を中心に、獣害を防げない集落内や山際の農地から比較的被害の少ない農地にシフトすることが、最善の方策と考える。

(2) 地域における農業の将来の在り方

上記、(2)記載のとおり、米、麦、大豆に加え、既存の果樹、野菜の維持を基本とします。独自販売等については、設備投資やオペレーターの不足の課題もあり、より労力をかけずに農地の有効利用を今後も模索していく。 (クルミについては検討中)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		22.9 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.9 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 |(1)農用地の集積、集約化の方針 農用地の集積・集約化の目標を掲げるより先に中心地での離農が考えられるため、継続営農を進めるなかで、離農地の入 れ替え等を行っていく。 (2)農地中間管理機構の活用方針 当字では、畦畔管理等献身的に取り組んでおり、農地中間管理機構の活用は、時期尚早である。 (3)基盤整備事業への取組方針 立地上、経費が膨大となるため、不可能である。 (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 現在、具体化は、出来ていないが、近隣町との調整を行っていく。 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農地管理組合を立ち上げ、畦畔管理等を委託していく。 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください) ☑ ①鳥獣被害防止対策 □ |②有機・減農薬・減肥料 | □ |③スマート農業 | □ |④畑地化・輸出等 | □ |⑤果樹等 □ |⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ 9耕畜連携等 ☑ ⑩その他 【選択した上記の取組方針】 ①地域全体で、獣被害対策として追い払いに加え、侵入防止柵や電気柵(本年度新規設置)を設置並びに保守点検を集落 全体で行い、集落内の罠免許保持者と連携し、駆除等も行っていく。 ③畦畔除草は、現在、各農家が歩行式のモアで行っているが、作業者の減少が見込まれることから、中山間直接支払い制 度を活用して、ウイングモア等の導入するなどの方策を検討する。